

道路占用と標準処理期間

道路局路政課道路利用調整室

渡邊課長

おはよう。今日も冷えるね。ところで、駅前のカラオケボックスが新装開店するそうだよ。このところ忙しかったし、たまにはババァと行こうか？

大野係員

いいですね。是非お供させていただけます。もちろん、坂上さんも行きますよね。

坂上係員

私は大丈夫だけど、大野君は山ほど仕事が残っているんじゃないの？

大野係員

確かにたくさんありますけど・・・、大丈夫ですよ。(本当、厳しいな。)

蕎麦屋

おはようございます。〇〇と申しますが△△町二丁目蕎麦屋を開店することになりまして、二カ月後の開店に向けて内外装工事などを今行っています。それで、店の看板が歩道の

に出る場合は、道路占用許可というものが必ずだと聞いたのですが・・・。

大野係員

どのような看板を付けようと考えているのですか？

蕎麦屋

店の名前が入ったものですが、外を歩く人に離れたところから見てももらえるよう、少し歩道側に出したいのですが・・・。

大野係員

それでは、道路占用の許可を受けることが必要となります。(占用許可制度の概要、手続、基準などをひととおり説明。)私は道路占用担当の大野と申しますので、不明な点がありましたら、またいつでもお越しください。

蕎麦屋

ありがとうございます。あらためて申請にまいると思います。

～それから二週間後～

蕎麦屋

二週間程前に一度伺った〇〇と申しますが、道路占用担当の大野さんはいらっしゃいますか？

坂上係員

申し訳ございません。あいにく大野は外出しておりますが、同じ担当の坂上と申します。何かご用件がございましたら私の方でお伺いします。

蕎麦屋

先日、大野さんから看板の占用の件についていろいろ伺いまして、許可基準に合うように看板を作らせたので、その占用許可申請書類をお持ちしました。

坂上係員

分かりました。お預かりして、大野の方にも伝えておきます。

蕎麦屋

開店に向けた準備が予想以上にはかどりました。あと一カ月後には開店できる見込みになったのですが・・・。それで、看板の方はどのくらいの期間で許可されるものなのでしょうか？

坂上係員

申請書の内容はこれからよく読ませていただ

きますが、寸法についてはこれなら問題はなさ
そうです。一カ月後の開店には間に合うよう
にできると思います。

蕎麦屋

ありがとうございます。それでは、よろしく
お願いします。

〜一時間後〜

※1 行政手続法第6条

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

大野係員

ただいま戻りました。いや、外は寒かったですよ。

坂上係員

お疲れさま。ついさつき、今度△△町に開店するというお蕎麦屋さんが占用許可申請を持ってきたわよ。大野君、相談受けてたんでしょ。

大野係員

ありがとうございます。その話は一度聞いて

※2 「道路法第24条の承認及び第32条の許可並びに第91条第1項の許可に係る標準処理期間の基準について」

(平成10年8月5日建設省道政発第93号路政課長通達)

1. 標準処理期間（申請書が窓口で「到達」してから「処分」（決裁権者の決裁を行った日）までの間をいう。）
原則として2～3週間（占用の場合は「変更」、「更新」を含む。）

ていますし、私に任せてください。今はちよつ

と手がまわらないけれど、（開店も二カ月後と言ったし）十分間に合いますよ。

坂上係員

それじゃ、頼りがいのできた大野君に任せられるけど、くれぐれも標準処理期間内にやってね。

大野係員

はっ？ 何、何ですか？ 標準処理期間って？

坂上係員

（案の定だったわ。）それじゃ、順を追って説明するわね。以前、許認可等の申請に対する審査の基準が明確でなかった行政の不透明さに対する批判があって、平成五年に「行政手続法」^{※1}が制定されたんだけど、その第六条に標準処理期間のことが書かれているわ。申請を受けてから処分を行うまでの標準的な期間を定めるよう努めて、これを公にしておくこととされているのよ。これを受けて、平成六年九月に本省から出された通達では、道路法第三二条の占用許可については、更新、変更を含めて一カ月以内とされていたのだけれど、政府の規制緩和の議論の中で、この期間を更に半減させるという声が高まったので、平成一〇年八月の通達^{※2}でこの期間が二〜三週間に改められているの。

あ、それから、この蕎麦屋さん一カ月後に開店できるようになったそうよ。

大野係員

一カ月後の開店になったんですか？ ちよつと待つてくださいよ。ルールがあることも知らなかったし、申請書類に不備があったりしたら間に合わないかもしれないじゃないですか。

坂上係員

慌てないで最後まで聞きなさい！ この通達では、標準処理期間の基準の適用除外として、申請書類の不備等を補正するために要する期間や申請内容が関係機関との協議を要する期間などが含まれないこととされているの。それに、期間は目安とされていて直ちに期間内処理の義務が生じるわけではないとされているわ。けど待つている人がいるんだから、できるだけ早くやってあげた方がいいわよね。大野君だって、宅配ピザを頼んで何時間も来なかつたら怒るでしょ？

大野係員

宅配ピザと許可の審査は違いますよっ！ でもいつまでも待たせちゃいけないのは、それはそうですよ。ね。(受付窓口に掲示されている貼り紙を指さして) あれっ！ここに貼ってあるのはこの標準処理期間の内容だったんですね。気が付きませんでした。

坂上係員

つまり、私たち行政側だけの人間がその内容について把握しているだけでなく、申請者にとってもその内容や過程を把握できるように掲示しているのよ。

大野係員

すみません勉強不足でした。他の仕事もおろそかにならないように頑張りますね。

一カ月後

渡邊課長

坂上さんと大野君の仕事もようやく落ち着いてきたようだね。そういえば、最近看板の占用許可をした△△町の蕎麦屋から出前をとろうか。おもしろいって評判だよ！

坂上係員・大野係員

ご馳走してくれるんですか？

渡邊課長

(なにも、声を揃えなくても・・・)さて、何をとりようかな。

(この項終わり)